

分析結果報告書

2025年06月18日 発行

岩守産業株式会社 殿

2025年06月03日 (9:30) 付 採取 の試料についての分析結果を、下記の通り御報告いたします。

施設名
安定型処分場

試料名
地下水上流

エア・ウォーター産業・医療



〒062-0052 北海道札幌市豊平区月寒東2条16丁目1-7

記

分 析 項 目	単位	分 析 結 果	基準値(参考)
アルキル水銀	mg/L	検出されず(0.0005未満)	検出されないこと
総水銀	mg/L	0.0002未満	0.0005以下
カドミウム	mg/L	0.0003未満	0.003以下
鉛	mg/L	0.012	0.01以下
六価クロム	mg/L	0.005未満	0.05以下
砒素	mg/L	0.001未満	0.01以下
全シアン	mg/L	検出されず(0.1未満)	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/L	検出されず(0.0005未満)	検出されないこと
トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.01以下
テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.01以下
ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.02以下
四塩化炭素	mg/L	0.0005未満	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.001未満	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.002未満	0.1以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.1未満	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.001未満	0.006以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.001未満	0.002以下
チウラム	mg/L	0.0006未満	0.006以下
シマジン	mg/L	0.0005未満	0.003以下
チオベンカルブ	mg/L	0.002未満	0.02以下
ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.01以下
セレン	mg/L	0.001未満	0.01以下
1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.05以下
クロロエチレン	mg/L	0.0002未満	0.002以下

備 考

「～未満」とはその数値が報告下限値であることを示します。

※1 基準は「昭和52年3月14日 総理府・厚生省令第1号 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」によります。

※2 各項目の試験方法については別紙「濃度計量証明書」をご参照ください。

※3 表中の「検出されず」とは環境大臣が定める方法において試験結果がその定量下限値を下回ることを示しております。

分析結果報告書

2025年06月18日 発行

岩守産業株式会社 殿

2025年06月03日 (10:40) 付 採取 の試料についての分析結果を、下記の通り御報告いたします。

施設名
安定型処分場

試料名
地下水下流

エア・ウォーター産業・医療

環境分



〒002-0052 北海道札幌市豊平区月寒東2条16丁目1-7

記

分 析 項 目	単位	分 析 結 果	基準値(参考)
アルキル水銀	mg/L	検出されず(0.0005未満)	検出されないこと
総水銀	mg/L	0.0002未満	0.0005以下
カドミウム	mg/L	0.0003未満	0.003以下
鉛	mg/L	0.001未満	0.01以下
六価クロム	mg/L	0.005未満	0.05以下
砒素	mg/L	0.001	0.01以下
全シアン	mg/L	検出されず(0.1未満)	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/L	検出されず(0.0005未満)	検出されないこと
トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.01以下
テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.01以下
ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.02以下
四塩化炭素	mg/L	0.0005未満	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.001未満	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.002未満	0.1以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.1未満	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.001未満	0.006以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.001未満	0.002以下
チウラム	mg/L	0.0006未満	0.006以下
シマジン	mg/L	0.0005未満	0.003以下
チオベンカルブ	mg/L	0.002未満	0.02以下
ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.01以下
セレン	mg/L	0.001未満	0.01以下
1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.05以下
クロロエチレン	mg/L	0.0002未満	0.002以下

備 考

「～未満」とはその数値が報告下限値であることを示します。

※1 基準は「昭和52年3月14日 総理府・厚生省令第1号 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に
係る技術上の基準を定める省令」によります。

※2 各項目の試験方法については別紙「濃度計量証明書」をご参照ください。

※3 表中の「検出されず」とは環境大臣が定める方法において試験結果がその定量下限値を下回ることを示して
おります。

分析結果報告書

2025年06月18日 発行

岩守産業株式会社 殿

2025年06月03日 (10:23) 付 採取 の試料についての分析結果を、下記の通り御報告いたします。

施設名
安定型処分場

試料名
浸透水

エア・ウォーター産業・医療

環境分



〒062-0052 北海道札幌市豊平区月寒東2条16丁目1-7

記

分析項目	単位	分析結果	基準値(参考)
アルキル水銀	mg/L	検出されず(0.0005未満)	検出されないこと
総水銀	mg/L	0.0002未満	0.0005以下
カドミウム	mg/L	0.0003未満	0.003以下
鉛	mg/L	0.001未満	0.01以下
六価クロム	mg/L	0.005未満	0.05以下
砒素	mg/L	0.001未満	0.01以下
金シアン	mg/L	検出されず(0.1未満)	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/L	検出されず(0.0005未満)	検出されないこと
トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.01以下
テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.01以下
ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.02以下
四塩化炭素	mg/L	0.0005未満	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.001未満	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.002未満	0.1以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.1未満	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.001未満	0.006以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.001未満	0.002以下
チウラム	mg/L	0.0006未満	0.006以下
シマジン	mg/L	0.0005未満	0.003以下
チオベンカルブ	mg/L	0.002未満	0.02以下
ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.01以下
セレン	mg/L	0.001未満	0.01以下
1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.05以下
クロロエチレン	mg/L	0.0002未満	0.002以下

備考

- 「～未満」とはその数値が報告下限値であることを示します。
- ※1 基準は「昭和52年3月14日 総理府・厚生省令第1号 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」によります。
- ※2 各項目の試験方法については別紙「濃度計量証明書」をご参照ください。
- ※3 表中の「検出されず」とは環境大臣が定める方法において試験結果がその定量下限値を下回ることを示しております。